

札幌市人事行政の運営等の状況

令和元年（2019年）11月

札幌市

1	人事行政の運営の状況	
(1)	職員の任免及び職員数に関する状況	1
ア	職員の採用及び退職の状況	
イ	職員の昇任及び降任の状況	
ウ	部門別職員数の状況	
エ	人口 10 万人当たりの職員数	
(2)	職員の人事評価の状況	3
(3)	職員の給料及び手当の状況	3
ア	人件費の状況	
イ	職員給与費の状況	
ウ	ラスパイレス指数の状況	
エ	職員の平均年齢及び平均給料月額	
オ	職員の初任給の状況	
カ	職員の経験年数別、学歴別平均給料月額	
キ	職員の手当の状況	
ク	特別職の報酬等の状況	
	※「級及び職制上の段階ごとの職員数の状況について」は、札幌市公式ホームページにて別途公表しております	
(4)	職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況	10
ア	勤務時間	
イ	年次休暇の状況	
ウ	その他の休暇の状況	
(5)	職員の休業の状況	12
ア	育児休業等の取得状況	
イ	その他の休業の取得状況	
(6)	職員の分限及び懲戒処分の状況	13
ア	処分事由別分限処分数	
イ	処分事由別懲戒処分数	
(7)	職員のサービスの状況	14
(8)	職員の退職管理の状況	15
(9)	職員の研修の状況	16
ア	職員研修の基本理念	
イ	研修実績	
(10)	職員の福祉及び利益の保護の状況	19
ア	健康管理の取組状況	
イ	共済組合の取組状況	
ウ	福利厚生	
エ	職員互助会の設置	
オ	公務災害等認定状況	

2 人事委員会の業務の状況

(1) 任用関係事務	23
ア 競争試験の実施状況	
イ 採用選考の実施状況	
ウ 係長候補者試験の実施状況	
エ 昇任選考の実施状況	
オ 転任（選考）の実施状況	
カ 任命権者に委任している任用の実施状況	
(2) 平成 30 年職員の給与に関する報告及び勧告	28
ア 勧告日	
イ 公民較差	
ウ 給与改定の主な内容	
エ その他の言及事項	
(3) 勤務条件に関する措置要求の審査	30
ア 係属状況	
イ 完結事案一覧表	
(4) 不利益処分に関する不服申立ての審査	31
ア 係属状況	

1 人事行政の運営の状況

(1) 職員の任免及び職員数に関する状況

ア 職員の採用及び退職の状況

(平成 30 年 4 月 1 日～31 年 3 月 31 日、単位：人)

区 分	採 用	退 職		
		定年・早期退職	そ の 他	合 計
一般行政職等	498	324	202	526
教員	1,455	282	1,186	1,468

イ 職員の昇任及び降任の状況

(ア) 一般行政職等

(平成 30 年 4 月 1 日～31 年 3 月 31 日、単位：人)

昇 任					降 任
局長職	部長職	課長職	係長職	合計	
9	55	100	170	334	0

(イ) 教員

(平成 30 年 4 月 1 日～31 年 3 月 31 日、単位：人)

昇 任			降 任
校長、園長	教頭	合計	
68	74	142	1

※ 教頭への昇任については、副校長への昇任も含む

ウ 部門別職員数の状況

(各年4月1日現在、単位：人)

部 門	職 員 数		前年度比
	平成 30 年	平成 31 年	
一般行政(※1)	7,329	7,352	+23
消 防	1,820	1,808	▲12
公営企業等(※2)	3,490	3,467	▲23
教 育	9,911	9,856	▲55
計	22,550	22,483	▲67

※1 「一般行政」とは、税務、保健福祉、土木など各都市に共通する基本的な業務です。

※2 「公営企業等」には病院局、交通局、水道局などの職員が含まれます。

※3 職員数は、臨時職員や非常勤職員などを除き、休職者や派遣者を含んだ数です。

エ 人口10万人当たりの職員数（一般行政部門）

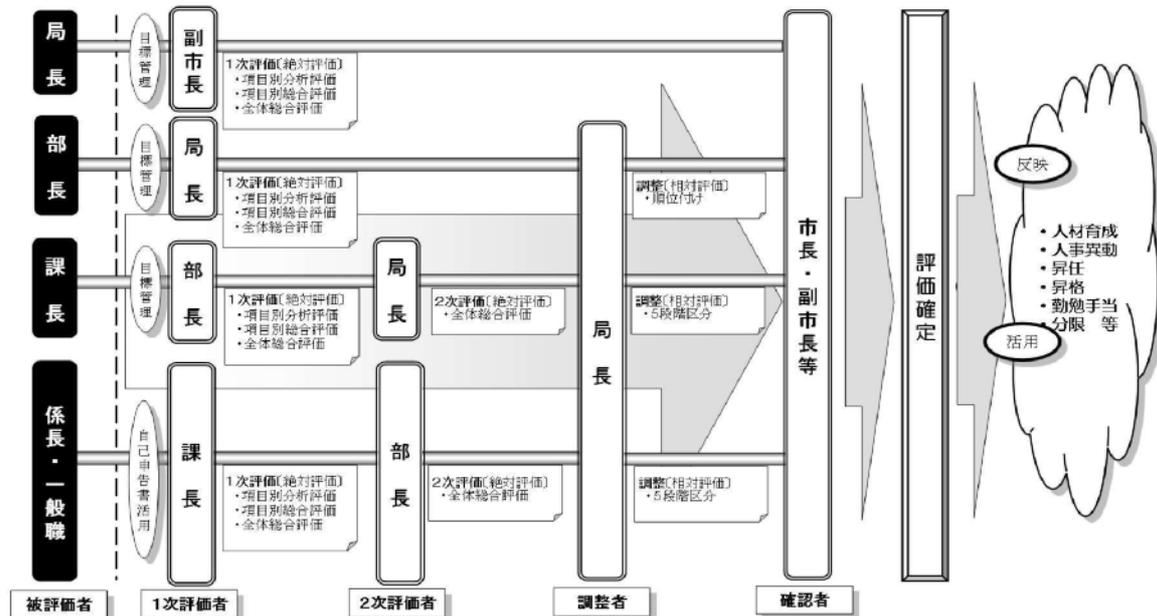
(各年4月1日現在、単位：人)

	平成 30 年	平成 31 年
札 幌 市	375.9	376.3
政令指定都市平均	449.9	449.3

(2) 職員の人事評価の状況

札幌市の市長部局では、下図のように人事評価を行っています。

【人事評価の概念図】



※ 9月30日を基準日として、前年10月1日から基準日までの期間の職員の勤務成績を評価します。

※ 他任命権者は、それぞれの規程及び要綱等に基づき人事評価を行っています。

(3) 職員の給料及び手当の状況

ア 人件費の状況（平成30年度決算）

区分	歳出総額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
一般会計	千円 981,069,588	千円 160,098,946	% 16.3
軌道事業会計	千円 1,872,345	千円 724,696	% 38.7
高速電車事業会計	千円 38,364,732	千円 4,503,539	% 11.7
水道事業会計	千円 34,939,083	千円 4,431,603	% 12.7
病院事業会計	千円 23,396,144	千円 11,309,066	% 48.3

※ 一般会計以外は、資本勘定支弁職員に係る人件費を含みません。

イ 職員給与費の状況（平成 30 年度決算）

区分	職員数 (A)	職員給与費				1人当 たりの 給与費 (B/A)
		給料	期末・勤勉手当	その他の 手当	計 (B)	
一般会計	人 18,860 (405)	千円 74,108,217	千円 30,167,557	千円 17,763,172	千円 122,038,946	千円 6,402
軌道 事業会計	人 50 (0)	千円 199,863	千円 79,938	千円 93,886	千円 373,687	千円 7,474
高速電車 事業会計	人 504 (13)	千円 1,911,041	千円 778,113	千円 867,715	千円 3,556,869	千円 6,967
水道 事業会計	人 548 (0)	千円 2,050,365	千円 841,176	千円 575,349	千円 3,466,890	千円 6,327
病院 事業会計	人 1,142 (0)	千円 4,012,651	千円 1,198,307	千円 2,574,872	千円 7,785,830	千円 6,818

※ 職員給与費には、退職手当を含みません。

※ () 内は、再任用短時間勤務職員で外数。1人当たりの給与費は、これを含めて算出しています。

※ 一般会計以外は、資本勘定支弁職員に係る職員給与費を含みません。

ウ ラスパイレス指数の状況

平成 30 年 4 月 1 日現在	平成 25 年 4 月 1 日現在
99.9 (対平成 25 年増減 -8.9)	108.8 ※参考値 100.5

※ 「ラスパイレス指数」とは、国家公務員の俸給月額を 100 として、対象とする自治体の職員の給料月額を指数化したものですが、国と自治体の職員の学歴・経験年数別の構成比・役職者比率等の職員構成等の違いによって数値に影響が出ます。

※ 「参考値」は、国家公務員の給与減額措置（平成 24 年 4 月～平成 26 年 3 月）がないとした場合の値です。

エ 職員の平均年齢及び平均給料月額の場合況（一般行政職）

	平均年齢	平均給料月額
平成 31 年 4 月 1 日現在	40 歳 4 ヶ月	299,383 円
平成 30 年 4 月 1 日現在	40 歳 4 ヶ月	298,820 円

オ 職員の初任給の場合況

（平成 31 年 4 月 1 日現在）

区 分		札幌市		国	
		初任給	2 年経過日	初任給	2 年経過日
一般行政職	大学卒	179,500 円	190,200 円	総合職(大卒) 185,200 円	206,300 円
				一般職(大卒) 180,700 円	
	高校卒	147,400 円	156,700 円	一般職(高卒) 148,600 円	157,000 円

※ 国家公務員の大学卒は、採用試験の区分により総合職と一般職に分かれています。

カ 職員の経験年数別、学歴別平均給料月額の状況（一般行政職）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
平成 31 年 4 月 1 日現在	大学卒	246,355 円	304,729 円	352,238 円
	高校卒	208,638 円	256,431 円	310,161 円
平成 30 年 4 月 1 日現在	大学卒	246,431 円	305,714 円	356,325 円
	高校卒	212,750 円	254,443 円	313,717 円

※ 経験年数とは、採用後、引き続き勤務している年数のほか、採用前に民間企業などの経歴がある場合は、その経験年数を加えた年数をいいます。

※ 「級及び職制上の段階ごとの職員数の状況について」は、札幌市公式ホームページにて別途公表しております

キ 職員の手当の状況

(ア) 職員に支給されている主な手当

【毎月支給の手当】

区 分	内 容 (平成 31 年 4 月 1 日現在)	支給職員 1 人当たり 平均支給月額 (平成 30 年度実績)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 ①配偶者 8,800 円 ②子 1 人につき 11,000 円 (満 16~22 歳の子 1 人につき 6,000 円を加算) ③配偶者及び子以外 1 人につき 7,000 円 ※平成 32 年 4 月まで段階的に改正	23,238 円
地域手当	給料、扶養手当、管理職手当の合計額に、札幌市内で勤務する職員には 3%、東京都特別区で勤務する職員には 20% を乗じた額を支給	10,388 円
時間外勤務・ 休日勤務手当	①時間外勤務手当 正規の勤務時間を超えて勤務した職員に支給 1 時間あたりの給与額×(勤務した日や時間に応じて 125/100~160/100 の範囲) で支給 ②休日勤務手当 休日等に正規の勤務時間として勤務した職員に支給 1 時間あたりの給与額×135/100 で支給	(時間外) 27,110 円 (休日) 5,859 円
住居手当	住宅を借り受け、家賃を支払っている職員に対して支給 ・家賃額に応じて 27,000 円を限度に支給	11,348 円
通勤手当	通勤のために費用を負担している職員に対して支給 ・交通用具使用者には、使用距離に応じて 2,400 円から 32,000 円の範囲内で支給 ・交通機関利用者には、定期券等の実費額を支給	8,223 円

区 分	内 容 (平成 31 年 4 月 1 日現在)	支給職員 1 人当たり 平均支給月額 (平成 30 年度実績)
単身赴任手当	勤務課所の異動等により転居し、配偶者と別居し単身で生活している職員に対し支給 ・距離に応じて 30,000 円～100,000 円を支給	68,590 円
管理職手当	課長職以上の職員に対し、役職及び職務に応じ一定の額を支給 (一般行政職の場合) ・課長職 86,300 円 または 92,800 円 ・部長職 113,600 円 または 122,700 円 ・局長職 133,400 円 または 142,600 円 ※その他、市立学校・幼稚園の校長、園長等に対し、役職及び職務に応じ 47,800 円～79,600 円を支給	80,064 円
特殊勤務手当	著しく危険、不快、不健康な業務に従事する職員に対し、それらの業務に従事した日数等に応じ支給 ・特定危険作業手当、清掃等作業手当、下水処理等作業手当、有害物取扱業務手当など 18 手当	10,701 円

【毎月支給以外の手当】

区 分	内 容 (平成 31 年 4 月 1 日現在)
期末・勤勉 手当	民間企業のボーナスに当たる手当 ・(給料月額+扶養手当+地域手当+職務に応じた加算額)を基礎として、6月と12月それぞれ2.225月分ずつ支給
寒冷地 手当	北海道内に勤務する職員に支給 ・扶養親族のある世帯主である職員 116,800 円 ・その他の世帯主である職員 65,300 円 ・その他の職員 44,000 円

(イ) 退職手当の状況

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

区分		札幌市		国	
		自己都合	定年	自己都合	応募認定・定年
支給率	勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	19.6695 月分	24.586875 月分
	勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	28.0395 月分	33.27075 月分
	勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	39.7575 月分	47.709 月分

ク 特別職の報酬等の状況

(7) 市長・副市長・教育長・議長・副議長・議員

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

	給料(報酬)月額	期末手当	退職手当
市長	1,280,000 円	3.35 月分(年間)	給料月額×在職月数×47/100
副市長	1,030,000 円	3.35 月分(年間)	給料月額×在職月数×37.5/100
教育長	830,000 円	3.35 月分(年間)	給料月額×在職月数×20.5/100
議長	1,040,000 円	3.35 月分(年間)	退職手当は支給されません。
副議長	950,000 円	3.35 月分(年間)	退職手当は支給されません。
議員	860,000 円	3.35 月分(年間)	退職手当は支給されません。

※ 退職手当の在職月数については、48 月を上限としています。

(イ) 各種行政委員会委員・オンブズマン・その他の附属機関の委員

(平成 31 年 4 月 1 日現在)

		人数	勤務形態	支給方法	支給額	平成 30 年度総支給額
教育委員会委員		5 人	非常勤	報酬月額	251,000 円	14,671,354 円
市選挙管理委員会	委員長	1 人	非常勤	報酬日額	32,500 円	5,129,500 円
	委員	3 人	非常勤	報酬日額	23,500 円	
区選挙管理委員会	委員長	10 人	非常勤	報酬日額	17,500 円	15,357,500 円
	委員	30 人	非常勤	報酬日額	15,000 円	
人事委員会	委員長	1 人	非常勤	報酬月額	301,000 円	9,636,000 円
	委員	2 人	非常勤	報酬月額	251,000 円	
監査委員		1 人	常勤	給料月額	800,000 円	19,227,780 円
		1 人	非常勤	報酬月額	301,000 円	
		2 人	議員選出	報酬月額	70,000 円	
農業委員会	会長	1 人	非常勤	報酬月額	96,000 円	6,468,000 円
	副会長	1 人	非常勤	報酬月額	67,000 円	
	委員	8 人	非常勤	報酬月額	47,000 円	
農地利用最適化推進委員		17 人	非常勤	報酬月額	42,000 円	8,568,000 円
固定資産評価審査委員会委員		9 人	非常勤	報酬日額	12,500 円	425,000 円
オンブズマン		3 人	非常勤	報酬月額	550,000 円	19,800,000 円

※ その他の附属機関の委員については、報酬日額 12,500 円が支給されます。

(4) 職員の勤務時間及びその他の勤務条件の状況

ア 勤務時間（平成 31 年 4 月 1 日現在）

一般的な職員の勤務時間は、月曜日から金曜日までの 8 時 45 分から 17 時 15 分までです。

休憩時間は、12 時 15 分から 13 時までです。

1 日の勤務時間は、休憩時間の 45 分を除いた 7 時間 45 分です。

1 週間の勤務時間は、38 時間 45 分です。

イ 年次休暇の状況

1 年度につき、20 日の年次休暇が与えられます。また、その年度中に使用しなかった年次休暇は、20 日を限度に翌年度に限り繰り越すことができます。

平成 30 年度は職員 1 人当たり 14.4 日使用しています。

ウ その他の休暇の状況

その他の休暇として、以下の特別休暇や介護休暇が設けられています。

(ア) 特別休暇の種類、取得要件・日数（平成 31 年 4 月 1 日現在）

種 類	取得要件・日数
結婚休暇	職員が結婚した場合、連続する 5 日以内
忌引休暇	親族が死亡した場合、親族に応じて定める日数（10 日以内）
父母等の祭日	父母等の追悼のため特別な行事が行われる場合、1 日以内
生理休暇	生理日により就業が困難な場合、連続する 2 日以内
産前産後休暇	職員が出産する場合、産前・産後 8 週間
育児時間	生後満 1 年 6 月未満の子を育てる場合、1 日 2 回各 45 分以内又は 1 日を通じて 1 時間 30 分以内
通勤緩和措置	妊娠中の職員が通勤する場合、1 日につき 1 時間以内
妊産婦の通院	保健指導等で通院する場合、その都度必要と認められる時間
妊娠障害	妊娠による諸障害で就業が困難な場合、7 日以内
出産補助	妻の出産に際して付添い、手続き等を行う場合、3 日以内
子育て参加休暇	職員の妻が出産する場合、妻の出産予定日の 8 週間前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までにおいて 5 日以内
子の看護休暇	職員が中学校就学の始期に達するまでの子（配偶者の子を含む。）の看護をする場合、対象となる子が 1 人の場合は 1 年度につき 5 日以内、2 人以上の場合は 1 年度につき 10 日以内
短期介護休暇	職員が要介護者の介護その他の必要な世話を行う場合、要介護者が 1 人の場合は 1 年度につき 5 日以内、2 人の場合は 1 年度につき 10 日以内、要介護者が 3 人以上の場合、15 日以内
ボランティア休暇	自発的にかつ報酬を得ないで社会に貢献する活動を行う場合、1 年度につき 5 日以内
現住居滅失、破壊	地震等非常災害により現住居が滅失破壊した場合、連続する 7 日以内
夏季休暇	職員が夏季における心身の健康の維持及び増進又は生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合、1 年度に 5 日以内
その他	骨髄等の提供、選挙権等公民権の行使、裁判員等としての官公署への出頭、感染症や災害による出勤困難な場合、必要と認められる期間

(イ) 介護休暇の取得状況（平成 30 年度）

（単位：人）

	取得者数	休暇の取得形式		
		全日型中心	時間型中心	その他
男性職員	1	1	0	0
女性職員	14	12	2	0
合計	15	13	2	0

(ウ) 介護時間の取得状況（平成 30 年度）

（単位：人）

	取得者数	介護時間承認期間		
		1 年以下	1 年を超え 2 年以下	2 年を超え
男性職員	0	0	0	0
女性職員	2	0	0	2
合計	2	0	0	2

(5) 職員の休業の状況

職員の休業として、育児休業、自己啓発等休業、配偶者同行休業、大学院修学休業制度等が設けられています。

ア 育児休業等の取得状況（平成 30 年度）

（単位：人）

区 分	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間勤務 取得者数
男性職員	43	6	1
	6	2	0
女性職員	343	203	35
	386	159	17
合計	386	209	36
	392	161	17

※ 「育児休業取得者数」、「部分休業取得者数」、「育児短時間勤務取得者数」の欄の上段には平成 30 年度に新たに育児休業、部分休業、育児短時間勤務を取得した者、下段には育児休業、部分休業、育児短時間勤務の期間が平成 29 年度以前から 30 年度にかけて引き続いている職員の数を掲載しています。（教職員を含む）

イ その他の休業の取得状況（平成 30 年度）

（単位：人）

区 分	自己啓発等休業 取得者数	配偶者同行休業 取得者数	大学院修学休業 取得者数
男性職員	0	0	1
	0	0	0
女性職員	1	0	0
	2	2	1
合計	1	0	1
	2	2	1

※ 「自己啓発等休業取得者数」、「配偶者同行休業取得者数」、「大学院修学休業取得者数」の欄の上段には平成 30 年度に新たに自己啓発等休業、大学院修学休業を取得した者、下段には自己啓発等休業、大学院修学休業の期間が平成 29 年度以前から 30 年度にかけて引き続いている職員の数を掲載しています。（教職員を含む）

(6) 職員の分限及び懲戒処分の状況

ア 処分事由別分限処分数

(平成30年4月1日～31年3月31日、単位：人)

区 分	降任	免職	休職	降給	合計
勤務実績が良くない場合	0	0			0
心身の故障の場合	0	0	630		630
職に必要な適格性を欠く場合	0	0			0
職制等の改廃により過員等を生じた場合	0	0			0
刑事事件に関し起訴された場合			2		2
条例に定める事由による場合			0	0	0
合 計	0	0	632	0	632

※ 発令件数

イ 処分事由別懲戒処分数

(平成30年4月1日～31年3月31日、単位：人)

区 分	免職	停職	減給	戒告	合計
法令違反	6	2	1	1	10
職務上の義務違反又は怠慢	0	0	6	0	6
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行	0	3	2	4	9
合 計	6	5	9	5	25

(7) 職員のサービスの状況

職員のサービス規律確保のため、次のような取組を行っています。

不祥事防止委員会の設置と サービス管理員制度の実施	職員の不祥事防止のため、不祥事防止委員会を設置し、サービス規律確保の取組の決定や、その進行管理などを行っています。 また、公務員倫理の保持及びサービス規律の徹底を図るため、職員の日常のサービス管理を厳正かつ適正に執行するためのサービス管理員を各局・区役所等に置き、サービス管理員を中心として、日常的な職員のサービス規律の遵守状況等を調査し、綱紀の弛緩を来たすことがないよう万全を期しています。
サービス管理員等連絡会議の開催	全サービス管理員が参加する連絡会議を毎年開催し、公務員倫理確立のための重要事項や、前年度の不祥事などを踏まえたサービス上の注意事項の共有を図っています。
職務上関係する業者等との対応に係る行動基準の制定・運用	職務上関係する業者等との接触に関わることにについては、特に行動基準を定めています。この基準では、利害関係を有する団体又は個人からの金銭・物品の受領や接待などを禁じており、組織的に基準に則り行動しています。
eラーニングによるサービス意識の徹底	各職員が職場で接遇・サービス管理規律について学習することを目的として、庁内イントラネットを利用した職場学習システム「eラーニング」を利用した講座を設けています。職務に支障のない範囲で職員が自発的に接遇やサービス規律などを学ぶことを支援しています。
サービス規律確保に関する通知	公務員倫理及びサービス規律の確保・徹底のため、全庁的な通知を定期的に行っています。また、より効果的なサービス規律の確保のため、社会情勢を的確に把握し、その時々に応じた内容で随時通知を行っています。
サービス規律研修の実施	各局区においてサービス規律に関する研修を実施することを義務付けています。研修では、各職場で工夫しながら取組を行っているほか、人事課職員を講師とした出前研修も実施しています。

(8) 職員の退職管理の状況

課長職以上の職を経験し、平成30年度末以降令和元年6月末に退職（再任用離職を含む。）をして本市出資団体・民間登録業者・その他の法人に再就職した者の状況は、次のとおりです。（令和元年7月1日現在）

再就職先	人数（人）
本市出資団体	20
民間登録業者（※）	13
その他の法人	32
合計	65

※ 競争入札参加資格を有する民間企業

(9) 職員の研修の状況

ア 職員研修の基本理念

“市民自治によるまちづくり”を推進するため、「目指す職員像」の実現に向けた人材育成・能力開発を進めます。

<p>【目指す職員像】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民志向～市民の視点に立って考え、行動し、期待に応える職員 ・成長志向～自らの能力を高めるとともに、部下・後輩を育成し、組織力を向上させる職員 ・未来志向～責任を持って使命を果たすとともに、時代の変化を読み、未来を切り開く職員

イ 研修実績（平成 30 年度）

(ア) 自治研修センターが実施する研修※1

(単位：回、人)

研修名			平成 30 年度実績	
			回数	人数
一般職研修	新採用	新採用職員 1 前期研修（事務・技術・学校事務）	1	393
		新採用職員 2 前期研修（技能・業務）	1	25
		新採用職員 1 後期研修（事務・技術・学校事務）	12	391
		新採用職員 2 後期研修（技能・業務）	1	23
	一般	採用 3 年目職員研修	16	455
		採用 7 年目職員研修	2	362
		転任者・転任予定者研修（事務・技術）	1	5
		ファーストステップキャリア研修	1	207
		若手職員のための政策形成基礎研修	1	18
		中堅職員のためのスキルアップ研修	1	25
		新採用職員育成担当者研修	2	61
		再任用予定者研修（事務・技術・学校事務職員向け）※2	1	70
		再任用予定者研修（現業職員向け）	1	57
		女性職員研修～自分らしく働くために～	2	63
小計 (1)	43	2,155		

研修名			平成 30 年度実績	
			回数	人数
役職者研修	部長職	新任部長研修	1	42
		部長職マネジメント研修	3	79
	課長職	新任課長研修	1	93
		新任課長のためのマネジメント研修	3	85
		課長職 3 年目研修	3	87
		課長職マネジメント研修	5	133
		民間企業役職者と共に学ぶマネジメント強化研修	2	28
		再任用予定者研修（課長職向け）	1	20
	係長職	新任係長研修	1	162
		係長のためのマネジメント研修	6	176
		係長として知っておきたい実務強化研修	1	176
		係長のための部下育成研修～部下のタイプに応じた効果的な支援～	1	34
		再任用予定者研修（再掲）※2	(1)	27
	小計（2）			28
能力開発研修	法務基礎研修		2	95
	クレーム対応研修		2	70
	資料作成センスアップ研修		3	99
	整理力アップ研修		4	83
	アサーティブコミュニケーションを活かした部下育成研修		1	17
	アサーティブコミュニケーション研修		1	36
	国際的視野の向上研修 ～あなたの知らない外国の姿～		1	47
	講師力養成研修		1	23
	小計（3）			15
発 支 援 自 己 啓	プログレッシブ・セミナー		1	149
	小計（4）			1
職場研修支援	出前研修 市民対応力向上編		10	198
	出前研修 新任職員育成編		3	68
	出前研修 職場のハウレンソウ育成編		5	100
	出前研修 服務規律編		14	627
	小計（5）			32

研修名		平成 30 年度実績	
		回数	人数
部局研修支援	契約事務研修（基礎・物品・役務）	6	762
	役職者向け契約事務研修	2	93
	支出事務研修	4	116
	出納員等研修	2	93
	旅費事務研修	1	189
	施設管理研修	1	61
	予算事務研修	1	184
	文書事務基礎研修	3	86
	小計（6）	20	1,584
委託・派遣研修	自治大学校	1	1
	企業長期派遣	10	10
	企業短期体験	10	38
	その他	4	4
	小計（7）	25	53
合 計		164	6,546

(イ) 各職場や主管部局が実施する研修

(単位：回、人)

事業名	平成 30 年度実績	
	回数	人数
職場研修※3	3,093	56,818
部局研修※4	375	14,048
委託・派遣研修※5	862	2,201
合 計	4,330	73,067

※1 「自治研修センターが実施する研修」とは、自治研修センターが行う職員一般に共通する事項に関する研修です。

※2 一般職～係長職を対象として実施

実施回数は一般職の欄において計上、人数は職位別に計上

※3 「職場研修」とは、各職場が所属職員を対象に、日常の業務を通じて計画的かつ継続的に職員を指導するための研修です。

※4 「部局研修」とは、複数の局区に共通する事務の主管部局が、複数の局区の職員を対象に、統一かつ適正な事務執行を図るため実施する集合研修です。

※5 「委託・派遣研修」とは、国、地方公共団体、民間企業その他の団体が主催する研修、講演会（セミナー）等に職員を参加させるもの（委託研修）や国、地方公共団体、民間企業その他の団体に職員を派遣して行うもの（派遣研修）です。

※6 上記(イ)の人数は、臨時職員及び非常勤職員を含めた数です。

(10) 職員の福祉及び利益の保護の状況

職員が元気に安心して働き、能力を十分に発揮できるため、健康管理と福利厚生に関する取り組みを行っています。

ア 健康管理の取組状況（平成30年度）

(ア) 健康診断

法令に基づいて、定期健診、婦人科健診や業務の特殊性に応じた特殊健診などを行い、病気の予防と早期発見に努めています。

項 目		対 象 者	受 診 者 数 (人)
定期健康診断		全職員及び非常勤職員	14,483人
特殊健康診断		特定業務従事者	延べ 7,779人
婦人科 検診	乳がん	30歳以上の希望する女性職員 (40歳以上は、偶数年齢のみ)	1,653人
	子宮がん	20歳以上の希望する女性職員	2,545人

(イ) 健康相談

職員が抱える心身の問題を解決するため、保健師などによる健康相談を行っています。

(ウ) 健康講座

病気を予防し、健康づくりの普及啓発ため、生活習慣病予防や栄養、禁煙等の講和を行っています。

(エ) メンタルヘルス対策の取組状況

啓発活動	心の健康の問題を解決するためには、周りの人たちの理解が不可欠です。研修や広報誌などを生かして、すべての職員に、心の健康についての意識と知識を持つよう呼びかけています。
悩みごと 相 談	産業医や専門のスタッフが、職員からの悩みごと相談、健康相談などに対応しております。
職場復帰 支 援	心の病気のため職場を離れて治療していた職員が、スムーズに職場に復帰できるよう職場リハビリ（慣らし勤務）の制度を設け、職場復帰への支援を行っています。

イ 共済組合の取組状況（平成 30 年度）

地方公務員等共済組合法に基づき職員の医療給付や退職後の年金支給、福祉・健康の増進等、職員の相互救済を目的として設置しています。

組合員	13,989 人(※1) なお、小中学校教職員、市立高等学校職員については公立学校共済組合に加入しています
短期給付事業	組合員及び被扶養者の疾病、負傷、死亡、出産等に関する給付 財源率 標準報酬月額(※2)に対する 95.46/1,000 を組合員と事業主が折半して負担 他に公的負担金等(※3)として 0.25/1,000 を地方公共団体が負担 介護保険に関する財源率として、14.22/1,000 を組合員と事業主が折半して負担（40 歳以上 65 歳未満）
長期給付事業	老齢厚生年金、障害厚生年金、遺族厚生年金等の給付 財源率 厚生年金保険料として、183/1,000 を組合員と事業主が折半して負担 退職等年金給付に関する財源率として、15/1,000 を組合員と事業主が折半して負担 他に経過的長期負担金(※4)として 0.1035/1,000 を、公的負担金(※5)として 39/1,000 を、追加費用(※6)として 4 月の標準報酬月額に 12 を乗じた額に対する 24.1/1,000 を事業主又は地方公共団体が負担
福祉事業	健康診断、保健相談、健康づくり事業、宿泊施設の運営、住宅等資金の貸付等 ・健康診断、保健相談、健康づくり事業等の保健事業 財源率 3.44/1,000 を組合員と事業主が折半して負担 ・宿泊施設の運営、住宅等資金の貸付 財源 宿泊施設の売上収入、貸付金の利息収入によりそれぞれ運営

- ※1 組合員数は平成 30 年度末現在の人数（任意継続組合員を含む。）を、財源率は標準報酬月額に対する平成 30 年度末現在の割合をそれぞれ示します。
- ※2 標準報酬月額とは、各組合員の毎月の給与（報酬）を基礎に決定する保険料（掛金・負担金）算定のための基準額です。この他に期末・勤勉手当を基礎として決定する標準期末手当等の額に対しても、標準報酬月額と同率の負担があります。
- ※3 短期給付事業の公的負担金等とは、育児・介護休業手当金の給付等の共同負担事業に充てるため地方公共団体が負担する費用として法定されているものです。
- ※4 平成 28 年 9 月以前に決定された公務障害・公務遺族給付に充てるため事業主が負担する費用として法定されているものです。
- ※5 長期給付事業の公的負担金とは、基礎年金の給付に充てるため地方公共団体が負担する費用として法定されているものです。
- ※6 追加費用とは、地方公務員等共済組合法施行前（昭和 37 年 12 月施行）の期間分の年金給付に充てるため地方公共団体が負担する費用として法定されているものです。

ウ 福利厚生を取組状況（平成 30 年度）

事業名	事業内容	参加者・表彰者数
ライフプラン事業	退職後も含めた生涯の生活設計を確立するための支援と情報の提供を行うため、各年代ごとにセミナーを行っています。	新採用セミナー 297 人 満 30 歳セミナー 223 人 満 40 歳セミナー 164 人 満 50 歳セミナー 145 人 満 58 歳セミナー 266 人
永年勤続職員表彰	永年にわたる労苦に報い、将来に向けての新たな意欲の喚起、士気高揚を目的に表彰を行っています。	勤続 10 年表彰 367 人 勤続 20 年表彰 222 人 勤続 30 年表彰 352 人
レクリエーション事業	駅伝、サッカー、野球などの職員親睦大会を行っています。	12 大会合計 2,627 人

エ 職員互助会の設置

職員の福利厚生に関する事業を行う職員互助会として、規則に基づき「一般財団法人札幌市職員福利厚生会」を設置しています。札幌市の財政状況などを考慮して事業内容の見直しを行っていますが、今後も時代に即した福利厚生事業とするため、適宜見直しを検討していきます。

区 分		平成 30 年度 (決算)	平成 31 年度 (予算)
会 員		16,508 人	16,091 人
会 費		給料月額 \times 5/1,000 または年度当初に定める金額 (定額)	
事業費	会 費	290,171 千円	288,661 千円
	交 付 金	98,322 千円	107,947 千円
	交 付 金 率 (※1)	25.3%	27.2%
	事業収入・負担金・補助金及びその他収入	137,142 千円	132,534 千円

【交付対象事業実績 (平成 30 年度)】

【事業名】	【事業内容】	【件数】	【実績額】
リフレッシュ事業	優待割引サービス、イベント参加助成、チケット補助・幹旋、リゾート施設利用助成	(※2) -	69,349,700 円
教養文化事業	庁内大会の実施、同好会活動助成	9 件	347,410 円
体育・レク奨励事業	庁内大会の実施、同好会活動助成、職場交流のための研修等活動への助成	97 件	13,685,730 円
助成事業 (永年)	会員期間に応じた記念として旅行補助券を贈呈	1,062 人	56,443,800 円
悩み事相談事業	心の健康、法律問題等の相談	131 件	3,840,000 円
体育施設運営事業	拓北野球場・川下グラウンドの管理運営	150 件	1,678,554 円
健康増進事業	脳ドック検診費用の助成	284 人	9,209,204 円
管理運営費	各事業に対する事務経費等	-	37,256,369 円

※1 交付金率：交付金 / (会費 + 交付金)

※2 割引型福利厚生代行サービス等のため実施件数の集計不可

※3 上記の事業内容等については、一般財団法人札幌市職員福利厚生会のホームページで掲載しております。(http://www.sapporo-fukuri.or.jp/)

オ 公務災害等認定状況

平成 30 年度の公務災害と通勤災害の認定状況は以下のとおりです。

公務災害	175 件
通勤災害	31 件

2 人事委員会の業務の状況

(1) 任用関係事務

ア 競争試験の実施状況

(ア) 実施日

種 類	第 1 次 試 験 日	第 2 次 試 験 日	最 終 合 格 発 表 日
大学の部、保健師	平成 30 年 6 月 24 日 ～ 7 月 9 日	平成 30 年 7 月 3 日 ～ 8 月 6 日	平成 30 年 8 月 17 日
短大の部、保育士、 栄養士、高校の部	平成 30 年 9 月 23 日 ～ 10 月 8 日	平成 30 年 10 月 3 日 ～ 10 月 30 日	平成 30 年 11 月 9 日
社会人経験者の部	平成 30 年 9 月 23 日 ～ 11 月 4 日	平成 30 年 11 月 17 日 ～ 11 月 24 日	平成 30 年 12 月 7 日

(イ) 実施状況

試験の種類	試 験 区 分	受験者数(人)	登録者数(人)	倍 率 (倍)	
大学の部	一般事務	行政コース	1,244	155	8.0
		福祉コース	98	15	6.5
	学 校 事 務		91	14	6.5
	土 木		76	22	3.5
	建 築		30	4	7.5
	電 気		40	8	5.0
	機 械		17	5	3.4
	衛 生		63	8	7.9
	造 園		8	2	4.0
	消 防 吏 員		161	26	6.2
	小 計		1,828	259	7.1
短大の部	一 般 事 務		107	9	11.9
	学 校 事 務		32	3	10.7
	土 木		4	2	2.0
	電 気		8	1	8.0
	機 械		2	1	2.0
	消 防 吏 員		80	10	8.0
小 計		233	26	9.0	
資 格 ・ 免 許 職	保 健 師		46	5	9.2
	保 育 士		77	33	2.3
	栄 養 士		78	8	9.8
	小 計		201	46	4.4

高校の部	一般事務	293	32	9.2
	土木	15	7	2.1
	電気	10	1	10.0
	機械	4	1	4.0
	消防吏員	188	17	11.1
	小計	510	58	8.8
社会人 経験者の部	一般事務	743	11	67.5
	土木	82	12	6.8
	建築	21	1	21.0
	電気	48	4	12.0
	機械	38	2	19.0
	衛生	38	2	19.0
	造園	11	2	5.5
	保健師	28	2	14.0
	小計	1,009	36	28.0
合計		3,781	425	8.9

※登録者数…採用候補者名簿登録者数

イ 採用選考の実施状況

(ア) 公募式選考採用（身体に障がいのある方を対象とした採用選考）

職	受験者数(人)	合格者数(人)	倍率(倍)
一般事務	70	7	10.0

(イ) 非公募式選考採用

(人)

職	局長職	部長職	課長職	係長職	一般職
人数	1	4	15	2	3

ウ 係長候補者試験の実施状況

(ア) 実施日

第1次試験日	第2次試験日		係長昇任候補者 名簿確定日
	記述式・論述式	面接試験	
平成30年10月28日	平成30年12月1日	平成30年12月10日～20日	平成31年1月9日

(イ) 実施状況

種 別	区 分	受験者数(人)	登録者数(人) [※]	倍 率(倍)
事 務 系	I	65	6	10.8
	II	349	30	11.6
	III	699	34	20.6
	小 計	1,113	70	15.9
土 木 系	I	14	3	4.7
	II	53	6	8.8
	III	182	9	20.2
	小 計	249	18	13.8
建 築 系	I	0	0	-
	II	5	1	5.0
	III	30	0	-
	小 計	35	1	35.0
設 備 系	I	11	1	11.0
	II	28	1	28.0
	III	79	1	79.0
	小 計	118	3	39.3
衛 生 系	I	0	0	-
	II	10	0	-
	III	75	2	37.5
	小 計	85	2	42.5
合 計	I	90	10	9.0
	II	445	38	11.7
	III	1,065	46	23.2
	総 計	1,600	94	17.0

※区分： I…満50歳以上、II…満40歳以上満50歳未満、III…満40歳未満

※登録者数…昇任候補者名簿登録者数

エ 昇任選考の実施状況

(ア) 一般職員

(人)

職	局長職	部長職	課長職	係長職
人 数	8	33	69	19

(イ) 消防吏員

(人)

職	消防正監	消防監	消防司令長
人 数	3	5	7

(ウ) 学校事務

(人)

職	学校事務係長職
人 数	1

オ 転任（選考）の実施状況

平成 30 年度の転任選考の結果は、教育公務員から一般職員への転任が 1 名である。

カ 任命権者に委任している任用の実施状況

(ア) 採用（選考）

任命権者	職	被選考者数（人）	合格者数（人）	倍 率（倍）	
市 長	理 学 療 法 士	10	1	10.0	
	精 神 科 療 法 士	14	1	14.0	
	動 物 専 門 員 (満 35 歳未満)	83	5	16.6	
	動 物 専 門 員 (満 35 歳未満で、 業務経験 2 年以上)	19	2	9.5	
	現 業 職	184	32	5.8	
病 院 事 業 管 理 者	一 般 職 員	医 師	21	21	1.0
		歯 科 医 師	1	1	1.0
		薬 剤 師	2	2	1.0
		助 産 師 (満 30 歳未満)	6	5	1.2
		助 産 師 (満 30 歳以上満 60 歳未満で、 業務経験 5 年以上)	3	2	1.5
		看 護 師 (満 30 歳未満)	58	44	1.3
		看 護 師 (満 30 歳以上満 60 歳未満で、 業務経験 5 年以上)	17	10	1.7
		医 療 情 報 職	11	1	11.0
		臨 床 検 査 技 師	8	1	8.0
		診 療 放 射 線 技 師	5	1	5.0
		理 学 療 法 士	6	2	3.0
		言 語 聴 覚 士	1	1	1.0
		消 防 長	回 転 翼 航 空 機 操 縦 士	2	1

(イ) 昇任

a 競争試験

任命権者	試験の種別※	受験者数(人)	合格者数(人)	倍率(倍)
消防長	消防司令	204	18	11.3
	消防司令補A	313	27	11.6
	消防司令補B	13	5	2.6
	消防士長A	215	45	4.8
	消防士長B	0	—	—
	合計		745	95

※試験の種別

- ・消防司令補A：大学卒は2年以上、短大及び高校卒は3年以上の消防士長の階級にある者
- ・消防司令補B：採用学歴区分にかかわらず、10年以上消防士長の階級にあり、年齢満45歳以上の者
- ・消防士長A：大学卒は2年以上、短大卒は3年以上、高校卒は4年以上の消防士の階級にある者
- ・消防士長B：採用学歴区分にかかわらず、10年以上消防士の階級にあり、年齢満40歳以上の者

(ウ) 転任（競争試験）…現業職員からの転任

任命権者	試験の種別	受験者数(人)	合格者数(人)	倍率(倍)
市長	一般事務	117	4	29.3
	一般技術(土木)	2	1	2.0
	動物専門員	11	3	3.7

(2) 平成 30 年職員の給与に関する報告及び勧告

ア 勧告日

平成 30 年 9 月 21 日

イ 公民較差

民間給与	職員給与	公民較差
348,607 円	348,152 円	455 円 (0.13 %)

ウ 給与改定の主な内容

A 月例給
a 給料表 民間における水準、人事院勧告の内容等を考慮し、若年層に配慮した給料表水準の引上げ
b 初任給調整手当 人事院勧告の内容に準じ、初任給調整手当の限度額を引上げ
B 特別給 期末・勤勉手当の年間支給月数を 0.05 月分引上げ
C 実施時期等 平成30年4月1日。ただし、勤勉手当の支給月数の改定については平成30年12月1日

エ その他の言及事項

A 人事行政運営上の検討課題

a 人材の確保

- ・ 採用試験の受験対象者のニーズに合った情報発信や積極的なPR活動を通じ、公務のやりがいや魅力をアピールするほか、働き方改革に係る取組等の情報提供も行っていく必要
- ・ 特に受験倍率が低迷している技術職については、各部局との連携・協力のもと、学生等との距離を縮めながら受験対象者に応じた訴求効果の高い施策を展開していく必要

b 人材の育成

- ・ 研修等を通じ公務員としての倫理観や使命感を図るほか、キャリアプランを考える機会の付与や意向を踏まえた人材育成等、主体的なキャリア形成の支援を図ることが重要
- ・ キャリアデザイン研修の実施や仕事と家庭の両立支援の推進を図ることで、女性職員の昇任に対するモチベーションが高まるよう支援する必要

B ワークライフバランスの実現

a 長時間労働の是正

- ・ 職員一人当たりの年間超過勤務時間が360時間を超える職場が引き続き存在していることから、従来の取組に加えて、業務の平準化や職員への健康等への配慮も行う必要
- ・ 教職員についても、長時間労働が全国的な課題となっている中、今後も、学校における勤務時間に対する意識改革や業務効率化につながる取組を検討・実施していく必要
- ・ 働き方改革関連法の成立等を踏まえて、必要な措置を講ずるとともに、長時間労働の是正に向けた取組をより力強く進めていく必要

b 仕事と家庭生活の両立支援

- ・ ワークライフバランスの実現のため、任命権者にあつては、休暇等の各種制度を利用しやすい職場環境づくりや職員の働き方に関する意識改革を進めていく必要
- ・ 市民サービスへの影響に十分配慮しつつ、より一層柔軟な働き方を可能とする職場環境の整備について、検討を進めていく必要

C 心の健康づくり（メンタルヘルス対策）

職員の心身の健康確保のため、任命権者にあつては、長時間労働の是正や職場環境の整備等、総合的な取組を行っていく必要

D 服務規律の確保

- ・ 職員が倫理観や規範意識を持つことはもちろんのこと、管理職員が不適切な事務執行を未然に防ぐことができるよう、チェック体制を整えていく必要
- ・ 公務内外における不祥事が相次いでいることから、職員一人ひとりが公務員としての自覚と本市職員としての誇りを持ち、全職員一丸となって不祥事防止に取り組んでいく必要

E 高齢期雇用の在り方について 高齢期雇用に係る国及び他の地方公共団体の動向等を注視しながら、定年引上げ及びそれに伴う人事給与制度上の諸問題について、検討を進める必要
F 会計年度任用職員制度の導入等について 新たな制度の適正かつ円滑な実施に向けて、関係部局等と十分に協議を行ったうえで、規定整備を含めた準備を進めていく必要

(3) 勤務条件に関する措置要求の審査

ア 係属状況

区 分	係 属 件 数			処 理 件 数							翌年度への繰越 (A)-(B)	
	前年度からの繰越	新規要求	計 (A)	却下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)		
							全部認容	一部認容	全部否認			
給 与	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	1	0
旅 費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
勤務時間	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
休 暇	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
執務環境	0	2	2	1	0	0	0	0	0	1	2	0
厚生福利	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
転 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
任 用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	0	3	3	2	0	0	0	0	0	1	3	0

イ 完結事案一覧表

事案番号	要求者	要求内容	完結年月日	判 定
平成 30 年 6 月 14 日付措置要求	市長部局事務職員	個人情報の違法収集等をやめさせること。	平成 30 年 7 月 17 日	却下 (不受理)
平成 30 年 8 月 17 日付措置要求	市立学校教諭	辞令交付日を適正な日にすること。	平成 30 年 9 月 26 日	却下 (不受理)
平成 30 年 8 月 1 日付措置要求	市長部局事務職員	所属先において駐車場を確保すること等。	平成 31 年 3 月 28 日	棄却

(4) 不利益処分に関する不服申立ての審査

ア 係属状況

区 分		係 属 件 数			処 理 件 数							翌年度へ の繰越 (A)-(B)
		前年度 からの 繰 越	新 規 請 求	計 (A)	却 下	取下げ	打切り	判 定			計 (B)	
								処分取消	処分修正	処分承認		
分限処分	降 給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	降 任	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	休 職	3	0	3	0	0	0	0	0	0	0	3
	分限免職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
懲戒処分	戒 告	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減 給	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	停 職	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	懲戒免職	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	1
転 任		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計		3	1	4	0	0	0	0	0	0	0	4